

## 都市計画道路の見直しについて

市では、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、都市計画決定から長期未着手となっている上野原市都市計画道路の見直しを進めています。

### ●都市計画道路とは

都市の骨格を形成し、安全で安心なまちにするため、都市計画法に基づいて計画された道路です。

### ●なぜ見直しが必要な？

現在、市では10路線の計画を決定しています。そのすべてが昭和28年に旧上野原町の時代に計画決定され、その後、中央自動車道上野原インターチェンジ開業に合わせる形で、昭和61年に都市計画道路の全体見直しを行ったものの、社会状況や経済状況の変化から整備はほとんど進んでいません。このため、人口減少などの社会情勢の変化に対応した道路網となるよう、都市計画道路の見直しが必要となっています。



### 住民説明会の開催について

次のとおり住民説明会を開催します。この度作成した「上野原市都市計画道路見直し（案）」に基づき、廃止などの候補となった路線について説明します。

- 日時 8月29日（木）午後7時30分～
- 場所 もみじホール 2階 会議室2
- 内容 上野原市都市計画道路の見直しについて



●問い合わせ 建設課都市計画担当（☎62-3123）



### 原案の縦覧および公聴会の開催について

都市計画道路の見直しにかかる都市計画変更の原案（次の①・②）の「縦覧」と「公聴会」についてお知らせします。

- ①いりや通り線ほか1路線
- ②南大通り線ほか5路線



#### 【原案の縦覧】

- 期間 8月26日（月）～9月9日（月）（土日を除く）
- 場所 縦覧希望する原案により次のとおり  
県庁 都市計画課（甲府市丸の内1-6-1）（①のみ）  
富士・東部建設事務所 都市計画・建築課（大月市大月町花咲1608-3）（①のみ）  
市役所 建設課（①、②）

※①は県、②は市ホームページでもご覧になれます。

#### 【公聴会】

- 日時 10月2日（水）①午後7時～/②午後8時～
- 場所 もみじホール 2階 会議室2
- 対象 都市計画区域在住の市民および利害関係者
- 提出方法 意見書に意見の要旨、住所および氏名を記入の上、次の場所へ持参または郵送にて提出

- ①の場合 富士・東部建設事務所 都市計画・建築課
  - ②の場合 市役所 建設課
- ※公聴会にて意見を述べる場合は、縦覧期間中に「意見書」の提出が必要です。

防災・減災について考えよう vol.40 問 危機管理室（☎62-3145）

## 「トイレがない世界」を想像したことがありますか

皆さんが普段使用しているトイレ。自宅だけではなく、スーパーやコンビニ、公園などどんな場所にもあるので、基本的には使いたいときに使うことができると思います。

しかし、ひとたび災害が発生すると、日ごろの快適なトイレ環境は一転、上下水道の損傷による断水などの理由により、トイレが使えなくなる可能性があります。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、便器に排せつ物が積み重なるなど、トイレに関する問題がより浮き彫りになりました。

皆さんは「トイレがない世界」を想像したことがありますか。普段当たり前のように使っているものが突然なくなるということは、なかなか想像しづらいかと思いますが、大規模な災害が発生すれば、インフラが復旧するまでのしばらくの間は、まさに「トイレのない世界」での生活を余儀なくされます。



**もしものときに備えて、食料や電源だけではなく、非常用トイレも備蓄しておくようにしましょう！**

